

くりをめざして ―を指定管理



伊尾自治センター

急速にすすむ過疎化と少子高齢化は、地域にさまざまな課題を投げかけている。自治センターを地元で管理・運営することで、より柔軟に、地域課題に対応できると考えられる。

4月からの指定管理者制度への移行準備が整った8地区の地元協議会へ指定管理者とすることを議決した。

残る5自治センターについては、ひきつづき、協議・検討が続けられる。



小国自治センター



黒川自治センター



大見自治センター



西太田自治センター

協働のまちづ 8自治センタ



山福田自治センター



東自治センター



津名自治センター

「暴力団いらない条例」制定

12月14日「世羅町暴力団事務所等の開設の防止に関する条例」を全会一致で可決。H22年1月1日から施行した。

H5年、旧甲山町へ指定暴力団狭道会系宮永組が進出を図った。郡民挙て暴力団追放運動を展開するなか、H12年に組事務所が開設された。その後、組長はじめ関係者が逮捕され、H17年以降は実質閉鎖状態になり、H21年事務所は競売された。

この間「反暴力・反暴力団」の意識は高まったものの、不安に脅える日常だった。

この苦い経験から「町内に不動産を所有する者が売買や賃貸の契約の際、暴力団事務所として使われたことがわかった場合、契約の解除や買戻しができる条項を設ける」また町は「必要な支援をするとともに、従わない場合は勧告や公表をする」と努力義務を定めている。

児童デイサービス開設

旧東保育所

「心身や言葉の発達に不安のある児童を支援し、日常生活での基本動作や集団生活への適応訓練を行う」児童デイサービスは世羅町以北にはない。利用するには、保護者が仕事を休んで、尾道・東広島へ通所している実態がある。

一方で旧東保育所は「町の施設あるいは公共的な福祉施設」にと、地元から要望されている。

こうしたことから「株式会社のとテック」を事業者とし、5年間無償貸付けすることとした。